

# 令和5年改正景品表示法(確約手続 etc.)、ステマ告示などを反映した最新版! 広告宣伝に関する実務家・企業関係者が読むべき1冊!



# 改訂 Q&A

# 広告宣伝・景品表示に関する 法律と実務

景品表示法及び消費者関係法を踏まえた広告  
販促活動・キャンペーンに関する実務解説

## 景品表示法及び消費者関係法を踏まえた広告表現と販促活動・キャンペーンに関する実務解説

波光巖・横田直和・小畠徳彦・高橋省三 著

2024年11月刊 A5判 532頁 定価6,050円(本体5,500)円 978-4-8178-4978-6  
商品番号:40831 略号:Q広告

- ✓ あらゆる業界・製品の広告に対する規制について、景品表示法を中心に関連法規（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法、食品表示法、健康増進法、薬機法、不正競争防止法等）ごとに網羅的に解説。

## 改訂版では

- ✓ 令和6年10月全面施行の改正景品表示法を反映（確約手続・直罰規定）
  - ✓ ステマ告示、定義告示運用基準、食品表示基準ほか告示やガイドラインの改正などを反映

- ✓ 景品表示法のみならず、広告宣伝に関する疑問やおさえるべきチェックポイントを網羅的に解説。
  - ✓ **判例・措置命令**を豊富に収録し、措置命令の一覧表も掲載。事例の要点についてもコンパクトに整理。  
→広告表現の判断に迷う際の判断材料、説明の根拠としても活用できる。

## ! 内容見本

Q40

自社の広告であることが分からないようにして、自社の製品を高く評価する商品レビューを第三者に書いてもらうことは、景品表示法上どのような問題があるか。

1

販売を拡大したい事業者は、自らの広告宣伝活動を、あたかも第三者の評価や感想であるかのような形で行えば、効果的に消費者を惹きつけることができる。しかし、実際には事業者の広告であるのに、そのことを知らないようにすることは、消費者の自主的・合理的な商品選択を妨げてしまう。

〈図表15 ステマ告示違反事件一覧（令6・8・15現在）〉

	措置命令年月日	事業者	事実の概要
①	令6.6.6	医療法人社団祐真会	診療サービスに係る役務について、インフルエンザワクチン接種のためにクリニックに来院した者に対し、Googleマップ内の「プロフィール」の口コミ投稿欄に星5個又は4個の評価の投稿をすれば接種費用を割り引くことを伝えている。これによって投稿された記事は事業者の表示であるのに、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭になっているとは認められない。
②	令6.8.8	株RIZAP	chocoZAPと称する店舗において供給する役務

## ! 目次

第1章 広告表示規制総論

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 第1節 広告表示の規制についての考え方と法<br>律 | 第5節 措置命令    |
|                            | 第6節 確約手続    |
|                            | 第7節 課徴金納付命令 |

## 第2節 広告媒体者・廣告

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 代理店等の責任                 | 第9節 その他           |
| 第3節 広告表示における<br>表記上の留意点 | <b>第3章 消費者契約法</b> |
| 第4節 広告表示の独占禁            | <b>第4章 特定商取引法</b> |
|                         | <b>第5章 割賦販売法</b>  |

## 第2章 景品表示法による表

- |                  |                       |
|------------------|-----------------------|
| 示・景品規制           | 第8章 不正競争防止法による広告表示の規制 |
| 第1節 景品表示法による表示規制 | 事項索引                  |
| 第2節 不当表示の規制      | 条文索引                  |
| 第3節 景品表示法による景品規制 | 判例等索引<br>ガイドライン等索引    |



〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部  
TEL:03-3953-5642  
FAX:03-3953-5621

営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧 Twitter) @nihonkajo  
www.kajo.co.jp

